

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010
No.538

6

主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

第54回通常総会開催

p.4 ■特集

2010年版中小企業白書発表

p.6 ■視点：コンサルタントの目

官公需適格組合へのステップアップと受注体制づくり

p.8 ■組合Q&A

総会終了後の諸手続き

p.10 ■施策

労働基準法改正のポイント

p.12 ■ご案内

中小企業応援センター／個別専門指導事業

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

平成22年度情報連絡員を委嘱



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

第54回通常総会開催

本会は5月28日、千葉市内のホテルにおいて第54回通常総会を開催した。

議事は、①平成21年度事業報告及び決算報告書(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)の承認について②平成22年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに会費の賦課徴収方法について③常勤役員報酬の決定について④役員欠員による補充について上程された(※)。

また、役員欠員による補充については、白鳥秀一参与が常務理事(専任)に選出された。

※新年度の事業計画案、収支予算案は前月号参照。

千葉県商店街振興組合連合会 千葉県商店街連合会 総会

千葉県商店街振興組合連合会「理事長 石戸新一郎・(振興) 柏二番街商店会」、千葉県商店街連合会「会長 畔高敦司・柏市商店会連合会」は5月13日、千葉市内において通常総会を開催し、平成21

年度決算と今年度予算を承認した。

また、両団体とも任期満了に伴う役員改選の件が上程され、審議の結果、理事長・副理事長、正副会長は次のとおり決定した。

【千葉県商店街振興組合連合会】

▽理事長 石戸新一郎・(振興) 柏二番街商店会
▽副理事長 白井宗一郎・茂原榎町商店街(振興) 小出衛・栄町通り商店街(振興) 鳥井正俊・久留里商店街(振興) 阿部博志・千葉銀座商店街(振興)

【千葉県商店街連合会】

▽会長 畔高敦司(柏市商店会連合会) 副会長 伊東實(船橋市商店会連合会) 伊勢田政員(千葉市商店街連合会) 白井宗一郎(茂原市商店会連合会) 岩田富久司(松戸市商店会連合会)

組合運営講習会

本会は5月12日、千葉市内において組合運営講習会を開催した。

内容は①本会設立相談室による「組合の事務手続き」、②税理士の古知潔先生による「組合の税務申告」であった。なお、通常総会終了後の諸手続きについては、本誌8〜9頁を参照ください。

正副会長会議・理事会開催

本会は5月7日、千葉市内において正副会長会議を開催、引き続き、平成22年度第1回理事会を開催した。これは、5月28日開催の通常総会の提出議案について審議したもので、いずれも原案通り決定し、通常総会に上程されることとなった。

連携組織活性化研究会・組合等新分野開拓支援事業の対象組合決定

この事業は、中小企業や組合等が抱える問題や諸課題について、企業の個別対応策や組合等による組織対応策を検討し、中小企業の持続的成長に資するための自主的な研究会を支援するもので、本年度は次の組合等が対象に決定した。(5月10日現在)

【連携組織活性化研究会】

▽千葉市廃棄物リサイクル事業(協) 送变电機器千葉(協) 船橋市有価物回収(協) 千葉県コンクリート製品(協) 千葉県自動車車体整備(協) 千葉県印刷工業組合 船橋機械金属工業(協) 館山

工業地区経営研究会 習志野ベンチャーINETS

【商業連携支援部担当】 東金ショッピングセンター 千葉県税理士(協) 千葉県医薬品小売商業組合 千葉学習塾(協) 久留里商店街(振興) 柏駅前通り商店街(振興)

【組合等新分野開拓支援事業】

【工業連携支援部担当】 千葉県屋外広告美術(協) 商業連携支援部担当 白井ショッピングセンター(協) 柏二番街商店会

中小企業等協同組合法及び施行規則の一部を改正(金融ADR制度を導入)

金融商品・サービスの多様化に伴い、一般消費者からの苦情や紛争等の発生件数が増加傾向にある中で、消費者保護充実等の観点から、金融分野における裁判外紛争解決制度、いわゆる金融ADR制度に寄せられる期待は大きい(※)。こうした中、中小企業等協同組合法に基づく火災共済協同組合等では、火災共済事業等を共済事業として行っており、限定的ではあるものの組合員外の一般消費者との契約も存在していることから、

今般の金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、組合法においても指定紛争解決機関制度が導入された。(平成22年4月1日施行)

(※) ADR (Alternative Dispute Resolution) とは「裁判外の紛争解決」、即ち、斡旋・調停・仲裁等、裁判外の手続による当事者の合意に基づき紛争の解決を図る手続。裁判による紛争解決に比べ、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が可能。

【組合法におけるADR制度の概要】
▽ADR制度の対象となる組合 共済事業を員外に利用させている組合

▽ADR制度の対象となる組合の共済事業 ①共済事業 ②共済事業に附帯する事業 ③保険会社の業務の代理・事務の代行(保健募集及びその関連業務) ④共済代理店が行う共済契約の締結の代理又は媒介

【施行期日】

▽指定紛争解決機関に関する規定 平成22年4月1日 指定紛争解決機関との契約締結義務等に関する規定 平成22年10月1日

10年版 中小企業白書発表

政府は4月27日、「ピンチを乗り越えて」をサブタイトルとする10年版中小企業白書を閣議決定し、公表した。これは、中小企業基本法に基づき、政府が毎年国会に提出する年次報告で、中小企業基本法が制定された63年を初回として、今年で47回目となる。

第1部では、最近の中小企業の動向を概観するとともに、リーマン・ショック後の景気後退が我が国の中小企業に及ぼした影響について分析。続いて、白書の中心部分である第2部では、中小企業の更なる発展の方策として、「国内制約が高まる中で新たな展開」と「国外の成長機会の取り込み」についての分析が行われている。この中で注目したいのは、中小企業の成長機会として、更なる「国際化」を挙げている点である。アジアを中心に増大する需要の取り込みに向け、海外展開に意識を向けることの重要性を政府はあらためて強調している。

以下、10年版白書の概要―。

■ 中小企業の更なる発展の方策

□ 国内制約が高まる中で新たな展開

(1) 密度が低下する中小企業製造業集積の維持・発展

我が国有数の中小製造業集積（東京都大田区と静岡県浜松市、東大阪市）をそれぞれ分析した結果、いずれも事業所数及び従業員数が急激に減少、製造業の弱体化が懸念される。

集積内の企業の中には、製造業の根幹を支える技術や工程を有し、域外から受注した仕事を域内の企業に回すなど、集積を維持・発展させる上でハブ的な役割を担っている企業が存在する。

我が国の競争力を高めることに貢献してきたこうした企業が、自らの強みを最大限発揮できる環境を集積内に維持することこそ、製造業の発展、集積の維持・発展にとって不可欠である。

(2) 環境・エネルギー制約への対応

地球温暖化問題への対応の重要性が増していく中、中小企業における省エネ推進、温室効果ガスの排出量削減は今後ますます求めら

れるものと考えられる。

白書では今回初めて、中小企業のエネルギー起源二酸化炭素排出量を、国内のエネルギー起源二酸化炭素排出量の12%を占めると推計した。

一方、中小製造業のエネルギー効率を見てみると、90年から04年まではほぼ横ばいで推移しており、05年以降は改善傾向が見られるものの、大企業ほどの改善は見られないとして、今後一層の改善の余地があるとしている。

中小企業の省エネへの取組としては、例えば、空室時の消灯の徹底など、「運用による省エネ」には従業員規模にかかわらず99%以上のほとんどの事業所が取り組んでいるのに対し、高効率な設備機器や制御装置の導入といった「投資による省エネ」への取組は、運用による省エネに比べて進んでおらず、投資負担がネックとなっており、投資負担が及ぶか懸念されている。

一方で、投資による省エネへの取組意向についての調査では、「分らない」という回答が事業所の規模にかかわらず4割以上を占める結果ともなっており、中小企業が省エネに取り組む上での主な課

題は、単に資金的な問題だけでなく、省エネの情報・知識の不足が大きいことも明らかとなった。

政府では、中小企業の省エネに対して、補助金や税制による支援を行っており、国内クレジット制度やESCO（Energy Service Company）事業などの仕組みも用意している。中小企業は、国等の省エネ支援策を活用し、排出量削減など、その省エネ効果を確実なものとしていく必要がある。

また、温暖化対策は、一般的に制約強化によるリスクとしてイメージされがちだが、これを環境分野におけるビジネスチャンスと捉えることで、独自の技術開発に挑み、「中小企業発」のグリーン・イノベーションを展開していくことが重要である。

(3) 少子高齢化時代の新事業展開

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少及びその高齢化は、中小企業において、若年層の採用難や従業員の高齢化等といった雇用問題の深刻化、或いは、事業承継や技能承継の困難化による経営資源の散逸等が懸念される。

したがって、中小企業が持続的

な発展を遂げていくためには、女性や高齢者、非正社員の活用など、多様な人材を活用していくことが不可欠である。

中小企業における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた職場環境は、多様な属性を持つ人材の活用を可能とし、従業員の貢献意欲のみならず、定着率や生産性にもプラスの効果をもたらす。また、企業の競争力を高め得る。

また、少子高齢化による高齢者数の増加に伴い、医療・介護分野における需要増加が見込まれ、必要な仕事に必要な人材が就くための環境づくりを進めていくとともに、最先端の医療技術や健康食品の開発を行うなど、ライフ・イノベーションを推進していくことが重要である。

少子高齢化時代における中小企業の主な成長戦略（方向性）としては、①人口の年齢構成の変化に着目して高齢者需要の取り込みを図ること、②1人あたりの需要を増加する高付加価値化を目指すこと、③拡大する国外の需要を取り込むこと、などが重要であると考えられる。

□ 国外の成長機会の取り込み

(1) 中小企業の国際化

中小企業においては、アジアを中心に輸出額や海外子会社の保有割合が増加するなど、国際化が進展しているが、その程度は大企業と比較して低く、とりわけ小規模な企業ほど、輸出や直接投資を行う企業の割合が低い。

今後アジアを中心に需要が拡大することが見込まれており、中小企業もアジアを「世界の生産地」としてのみならず、「世界の消費地」として捉え、その需要を取り込んでいくことが必要である。

海外展開をする企業は、国際化をする前から労働生産性が高い傾向にある。そして、輸出や直接投資を開始した後に、労働生産性・従業員数は更に伸びており、国内市場だけを対象とした企業と比べて労働生産性は、2〜3割高い。

国際化を行うには、海外市場の情報収集や現地における販売チャネルの開拓等、様々な企業努力を要するものの、有益な情報入手したり、或いは、現地市場の取り込みやイノベーション等の成果を実現するなど、中小企業の更なる成長にとって国際化が重要な要素の一つであることは確かである。

他方、国際化にあたっては、撤退する時の条件を含め、様々なリスクを想定しなければならぬ。

事前のリスク対策の検討は尽きないが、アジアを中心とした国際経済の発展を利益として取り込むためにも、中小企業は積極的に国際化を行っていくことが重要である。

(2) グローバル経済下の中小企業

貿易の自由化に対し、中小企業の多くは、肯定的な認識をもって受け止めているものの、EPA（経済連携協定）については、十分に認識しておらず、今後もEPAの利用による具体的なメリットや活用方法をわかりやすく伝えるための取組が必要である。

また、貿易の自由化を推進することは、我が国の付加価値の高い財・サービスを、アジアを中心として成長する世界市場に輸出して、拡大する需要を取り込む好機であり、中小企業の中には付加価値の高い製品を輸出するなど、積極的に取組を行う中小企業も存在することから、今後もこうした取組が拡大することが重要である。

■ ピンチを乗り越えて

リーマン・ショック後の苦境の中でも、「技術の向上に努めて多能工の育成に取り組んだ。」や「教育訓練を行い従業員の意識向上に努めた。」といった危機後を見据えた前向きな声も聞かれた。

我が国経済の回復は、雇用の約7割を支える中小企業の回復なくしてあり得ない。我が国の中小企業が、個々の強みを活かした連携や新事業展開、創業を行うことなどにより、様々な課題に果敢に挑戦し危機を乗り越えていく中で、更なる発展を遂げていくことが期待されている。

なお、平成22年度において講じようとする中小企業施策は、以下の7つの観点から成る。

- ① 中小企業を守る
- ② 雇用を守る
- ③ 仕事を創る
- ④ 魅力を磨き国内外に発信する
- ⑤ 暮らし・地域に潤いを与える
- ⑥ 中小企業の再生・チャレンジを支援する
- ⑦ 経営支援体制の充実を図る

◎ 中小企業白書についての詳細は、経済産業省中小企業庁のHPをご参照下さい。

「パネルマン」の目

「組合の受注活動」いろいろ 経済学

官公需適格組合へのステップアップと受注体制づくり

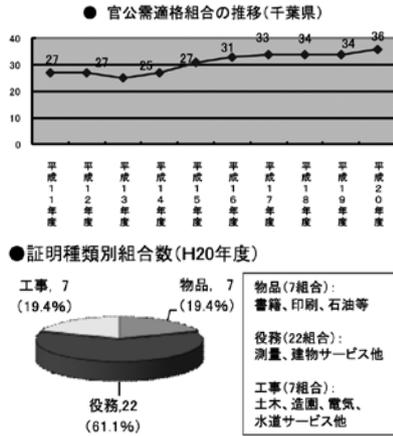
官公需施策と官公需適格組合の動向

厳しい環境下にある千葉県の中
小企業において、景気の底上げと
地域経済の向上を図る上で、官公
需の受注を確保することは、経営
基盤の強化にもつながる。

いうまでもなく、官公需契約と
は、官公庁や独立行政法人などが
民間事業者と、物品や役務、工事
の契約をすることで受注活動を行
うことである。

中小企業の発注に関しては官公
需法に基づき、受注機会の増大の
諸措置が講じられているが、発注
機関の理解・認識はまちまちであ
る。

また、「国等の契約の方針」にお
いて、官公需適格組合をはじめと
する協同組合等の受注機会の増大
を図ることとしている。もともと
各種組合は、都道府県が認可した
信頼性の高い法人であるが、官公



需適格組合は、受注に関してさら
に優位性の高い組合制度といえる。

官公需適格組合は共同受注体制が
整備されている事業協同組合など
を中小企業庁が証明することによ
り、国等の発注機関が積極的に活
用しやすくしている制度である。

千葉県内における官公需組合の
数は三六組合であり、証明種類別
では、物品が七組合、役務が二二
組合、工事が七組合となっており、
年々増加傾向にあるが、各種組合
の中に占める比率は低い。

「官から民へ」の新しい動き

近年、行政改革の方策として、「民
でできるものは民へ」の三つの流れ
が強く打ち出されている。

《指定管理者制度》

この制度は、これまで地方公共
団体や外部団体に限定していた公
の施設の管理運営を、民間や組合、
NPO法人、市民グループなど法
人その他の団体に包括的に代行さ
せることができる制度である。指
定管理者制度については、組合と
して応募することが期待されるが、
その際より経営基盤の整備された
官公需適格組合であれば選定され
る確率が高まるものと考えられる。

《市場化テスト》

公共サービスは官しか行うこと
ができないというこれまでの考え
を転換しようとする試みである。
市場化テストには、官と民でどち
らが効率的に行うことができるか

「官民競争入札制度」により競い合
うことよって、公共サービスを向
上させようとする狙いがある。こ
の市場化テストについては、未定の
部分が多く残されているが、組合
としては事前の準備を整えておく
必要があると考えられる。

《PPP》

PPPとは、パブリック・プライ
ベート・パートナーシップと呼ばれ、
官と民とがパートナーを組んで事
業を行うという、新しい官民協力
の形態である。例えば、千葉県全
域にまたがる官公需適格組合の場
合、広域的にサービスを提供して
いるというスケールメリットを活か
し、コストダウンと質の高いサービ
スを提供することも可能となる。

このような三つの「官から民へ」
の大きな流れを組合事業として取
り組んでいくためには、組合自体
の認知向上のためPR活動を含め
て、さらなる受け入れ体制の整備

が求められているのである。

前向きに取り組む千葉県の官公需施策

こうした「官から民へ」の追い風を受けて、国も平成二二年度の契約方針として、地域の中小企業者の適切な評価方針を打ち出している。特に、地域への精進度などが事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる契約について、適切な地域要件の設定等、地域の中小企業者の適切な評価（総合評価方式の導入）や積極的な活用を後押ししている。

その措置例として、①支店・営業所の資格で入札する場合は、その営業実態を厳格に確認、②地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施行が期待できる工事等の発注にあたっては、より地域性を重視した区域を入札参加資格と設定、③元請企業だけでなく、下請企業等における地域への貢献（災害対策への積極的参加等）を適切に評価する——等を強調している。

これら国の方針を受けて、千葉県では官公需施策として独自のものを打ち出している。千葉県の官公需契約の方針として、特徴的な措置は次の二点である。①物品等

の発注にあたり一般競争入札を行う場合は、競争性の確保を図りつつ、入札参加者に係わる地域要件を設置するなどして、民間中小企業者等の受注機会の増大に配慮するように努める。②「千葉ものづくり認定製品」について、そのトライアル制度の活用により認定製品の利用に努める。

●千葉ものづくり認定製品のトライアル発注事業の概要

1. 対象製品
千葉ものづくり認定製品46製品
(平成21年3月末時点)
2. 対象となる県の機関
知事部局、各行政委員会、警察本部、水道局、企業庁、病院局
3. 手続等
(1) 予算措置
商工労働部産業振興課で予算措置
(2) 製品の購入
・千葉ものづくり認定製品の概要等を記載したリストを庁内各課等に照会し、購入希望のあった製品について使用方法、必要性等について検証。
・予算を超える購入希望があった場合は、予算の範囲内で製品を決定。
・産業振興課で契約を締結し、庁名各課等に製品を保管換え、貸し出し。



官公需適格組合における受注の強化

中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等においては、官公需受注を強化するためにも、官公需適格組合制度へチャレンジし、証明基準をクリア

していくことが先決といえる。

官公需施策の一層の充実を国や県等へ要望する事項として、中小企業と大企業の「すみ分け」を明確にするためにも、分離・分割発注やランク制度の推進が挙げられる。また、地方自治法等で認められている組合随意契約・少額随意契約の積極的な活用も期待したい。

一方、既存の官公需適格組合においては、次図のような内部課題を抱えている。こうした課題を解決するには、まず第一に、イノベーションによる品質確保への取り組みである。官公需の発注にあたっては、透明性や品質の確保は当然のことであり、経営革新の推進、高品質の製品・工事・役務等の提供が欠かせない。そのためにも、千葉ものづくり認定製品やISO9001の取り組みが期待される。

●官公需適格組合の課題

- ① 組合としての経営戦略と目標による管理の立案
- ② 組合及び組合企業のイノベーション不足
- ③ 情報リテラシーが不足しており、電子調達システムに戸惑い
- ④ エコロジーや地域貢献事業への意識が低い
- ⑤ 官公需適格組合のPR不足
- ⑥ 組織体制の未整備
- ⑦ 「官から民へ」の新潮流への乗り遅れ

第二に、情報化対応と積極的なPR活動である。国では、「官公需ポータルサイト」を構築したため、発注情報の一括検索ができるようになった。また、今後電子入札の方法も広がってくると考えられる。組合としてもこれら情報化の動きに対応できる情報リテラシーの能力アップが求められる。同時に、適格組合をPRするための組合案内等のツール開拓や製品やサービス内容のPR活動も重要なのである。

第三に、地域貢献事業への積極的な取り組みである。最近になって、官公需の発注にあたっては、地域貢献活動を積極的に評価し、格付け基準の要素に盛り込む動きもある。足立区のように身体障害者を雇用する企業を優先するケースや千葉県や宮城県における地産地消を推進する動きなどがみられ、適格組合としての社会貢献が期待されている。

以上述べた三つの改善策は、適格組合ばかりでなく、あらゆる組合事業における改善目標でもある。特に受注活動においては、組合組織基盤の充実が前提であり、財務基盤の強化及び理事会や各委員会の充実が欠かせないことは言うまでもない。

(中小企業診断士 大塚慎二)

組合Q&A

総会終了後の諸手続き

組合では、総会終了後において、各種届出や登記等の諸手続きを行うことが法律により定められています。

総会議事録の作成や行政庁への届出、登記申請や納税申告(※)総会に欠席した組合員への決議事項の通知や剰余金処分の振替、脱退者への払い戻し、配当金の支払いなど、繁忙を極めます。

そこで今号では、総会終了後の諸手続きをスムーズに行うためのポイントとして、届出・認可・登記の項目を軸に整理していきます。
※通常総会において決算関係書類が承認されることにより、前年度の決算が確定します。決算確定後、所轄の税務署、県税事務所、市役所等へ法人税等の税務申告を行います。

総会議事録

組合では、通常総会終了後に議事録を作成し、これを保管します。

総会議事録には、▽総会の種類、▽招集年月日、▽開催日時及び場

所、▽理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びに出席方法、▽組合員数及び出席組合員数、▽出席理事・監事の氏名、▽議長の名、▽議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名、▽議長選任の経過、▽議事の経過の要領及びその結果を記載する必要があります。

また、総会議事録には、責任の明確化や真正の担保のために記名押印をすることが望ましいといえます(※)。なお、定款上に署名又は記名押印を行う旨の規定がある組合においてはこれを省略することができませんので、その点ご留意ください。

(※) 理事会議事録は、総会議事録と異なり、出席理事の署名又は記名押印が、法令で義務付けられておりますので注意が必要です。

決算関係書類の提出

届出で毎年欠かせない「決算関係書類」の提出については、これまで本誌でしばしばご案内してきたところですが、重要な部分(※)ですので改めて確認していきます。

※所管行政庁では、組合が事業活動を行っているかどうかを決算関係書

類の提出の有無によって判断しており、3年連続して提出を怠ると休眠組合とみなされ、解散整理の対象となる場合がありますので、必ず提出するようにして下さい。

本会の会員組合においては、本会宛に2部(所管行政庁用1部、本会控え用1部)を提出いただければ、本会経由で所管行政庁へ提出いたします。

決算関係書類は、通常総会終了後2週間以内に所管行政庁に提出することが義務付けられています。提出書類は以下のとおりです。

- ① 中小企業等協同組合決算関係書類提出書
- ② 事業報告書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 損益計算書
- ⑥ 剰余金処分(又は損失処理)の方法を記載した書面
- ⑦ 事業計画書
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 上記書類を提出した総会議事録(もしくは謄本)

決算関係書類の保存及び備え置き

組合は、決算関係書類を作成した時から10年間、当該決算関係書類を保存しておく必要があります。

また、組合は各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所(従たる事務

所にあつてはその写しを3年間に備え置かなければなりません。

役員変更届の提出

「役員変更届」は、改選のあった年には必要で、定款で定められた任期ごとに必要となります。

役員の名や住所、役職の変更、任期満了や辞任等による改選(又は再選)、死亡や一部補充の場合等も必要ですので注意して下さい。(変更の日から2週間以内に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。)

役員変更届には、定められた様式(中小企業等協同組合役員変更届書)※本会HP上からダウンロードできます。に、▽変更した事項を記載した書面(役員名簿新旧対照表)、▽変更年月日、▽変更理由(※)を記載した書面を添付し、新役員選任の総会・理事会議事録を添付して提出します(2通)。
※変更理由の例Ⅱ「任期満了による役員選挙のため」など。

また、代表理事が変更となった場合には、変更登記を行い、現在事項全部証明書も添付して提出するようにして下さい。

なお、役員全員が再選され、一

■ 組合 Q & A

切の変更がない場合については、役員変更届の提出は不要です。

■ 変更登記の申請

登記事項に変更があった場合には、変更登記を行う必要があります。組合でもっともお馴染みの登記事項なのが、代表理事の変更、主たる事務所の変更、出資口数・払込済出資総額の変更です。

役員の変更登記ですが、組合の場合は、代表理事だけが登記されているので、代表理事変更の際には必ず登記が必要です。(この場合、代表理事留任でも登記上は変更とみなして、必ず変更登記を行う必要があります(※)。

(※) 代表理事は、総会で選ばれた理事による理事会で選任されます。理事会で選任され就任した後2週間以内に登記する必要があります。

また、主たる事務所の変更も、移転の日から2週間以内に移転登記しなければなりません(事務所移転は理事会の議決事項)。この時、定款上の「主たる事務所」の区域の範囲を越えて変更する場合は、予め定款変更が必要ですので注意して下さい。この場合は、総会の特別議決(前月号参照)による定款変更を決議し、所管行政

庁の認可を受けてから変更登記をする必要があります。

その他、組合員の加入・脱退に伴う出資口数や払込済出資総額の変更も登記事項となります。なお、出資金の変更については、事業年度末から4週間以内に(総会前に)変更登記を済ませておくことが必要です。

定款変更の認可申請及び登記

総会で定款変更を議決(特別議決)した場合には、所管行政庁の認可を受けなければ効力が発生し

ません。(所管行政庁の認可を受けた時点で初めてその効力が発生します。)

中小企業等協同組合定款変更認可申請書には、①変更理由書、②定款の変更しようとする箇所を記載した書面(新旧条文対照表)、③定款変更を決議した総会議事録(又は謄本)を添付する必要があります(3部提出)。

前述のとおり、登記を必要とする定款変更を行う場合には、定款変更認可を受けた後でなければ登記申請できません。

また、変更箇所が事業に関する変更の場合には、事業計画書と収支予算書を、地区又は組合員資格に係るものである場合は加入申込者名簿を追加で添付します。

◎定款を変更する場合は、法令と密接に関連する事項など、その内容によっては総会決議前に行政庁との協議が必要となる場合もありますので、事前に本会までご相談ください。お問合せは、本会設立相談室(担当 錦織・鳥居・齊藤昇)まで Tel 043・306・3285

通常総会終了後の諸手続き

1. 通常総会の終了

- ・ 議事録の作成 (※本文参照)
- ・ 総会に欠席した組合員への決議事項の通知
- ・ 剰余金 or 損失金の振替
- ・ 組合員の持分計算
- ・ 脱退者への払い戻し
- ・ 配当金の支払い など

2週間以内

2. 理事会の開催

- ・ 理事長・副理事長・専務理事の選任ほか
- ・ 議事録の作成
(出席した理事及び監事は、署名又は記名押印する)

2週間以内

3. 決算関係書類・役員変更届の提出

- ・ 決算関係書類 (総会終了後2週間以内)
 - ・ 役員変更届 (変更後2週間以内)
- ※各2部 (所管行政庁1部 / 中央会1部)

4. 代表理事の変更登記

- ・ 代表理事留任でも登記は必要
- ※本文参照

5. 定款変更認可申請書の提出

※3部 (所管行政庁2部 / 中央会1部)

6. 組合の税務申告

- ・ 法人税、地方税、消費税の申告及び納税
(平成23年3月31日迄法人税の軽減税率18%が適用)

た場合は、深夜割増賃金率25%以上+時間外割増賃金率50%以上=75%以上となります。

●**法定休日労働との関係**：1か月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日（例えば日曜日）に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日（例えば土曜日）に行った法定時間外労働は含まれます。なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいものです。

Q：法定休日とは？

- ・使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度（代替休暇）を設けることができます。

改正のポイント

代替休暇制度導入にあたっては、過半数組合、それがいない場合は過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です。労使協定で定める事項（※）には以下の4つがあります。

（※）労使協定で定める事項

- ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ②代替休暇の単位
- ③代替休暇を与えることができる期間
- ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能にするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。

Ⅲ. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

過半数組合、それがいない場合は過半数代表者との間で労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることができます。（時間単位年休）

年次有給休暇の有効活用（Ⅲ. の概要）

<日単位での年休休暇>

◎5日分は、子の通院等の事由などに対応して、時間単位での年休休暇を可能とする

改正のポイント

①時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めます。仮に一部を対象外とする場合は、「事業の正常な運営」を妨げる場合に限られます。取得目的等によって対象範囲を定めることはできません。

②時間単位年休の日数

5日以内の範囲で定めます。

③時間単位年休1日の時間数

1日分の年次有給休暇に対応する時間数を所定労働時間数を基に定めます。時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてから計算します。

④1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数（例：「2時間」など）を記入します。

●**時期変更権との関係**：時間単位年休も年次有給休暇ですので、事業の正常な運営を妨げる場合は使用者による時季変更権が認められます。

ただし、日単位での請求を時間単位に変えることや、時間単位での請求を日単位に変えることはできません。

●**支払われる賃金額**：時間単位年休1時間分の賃金額は、①平均賃金②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金③標準報酬日額（労使協定が必要）のいずれかをその日の所定労働時間数で割った額になります。①～③のいずれにするかは、日単位による取得の場合と同様にしてください。

◎詳細については、千葉労働局またはお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

また、厚生労働省HPでもご確認ください。

労働基準法改正のポイント ~平成22年4月1日より施行されました~

長時間にわたって労働する労働者の割合が高くなっていることを受け、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした「労働基準法の一部を改正する法律」が成立しました。改正の内容は以下のとおりです。

I. 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げるよう努めること等とされました。

現行の取り扱い 法定時間外労働を行わせるためには、①1日②1日を超え3か月以内の期間③1年間のそれぞれについて、限度時間の範囲内で、延長することができる時間を労使で協定しなければなりません。（「36協定」）

②③の期間について限度時間を超えて働かせる場合は、時間数や手続等について、労使で協定しなければなりません。（「特別条項付き36協定」）

Q：限度時間とは？

- ・労働基準法で労働時間は1週40時間、1日8時間までと定められています。
- ・労使で協定（「36協定」）を結んだ場合は、これを超えて働かせることが可能ですが、「時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号）」において、一定の限度が定められています。（一部適用除外あり。）

Q：限度時間を超えて働く場合とは？

- ・臨時的に特別な事業がある場合に限り、労使で「特別条項付き36協定」を結ぶことで限度時間を超えて働かせることが可能です。

時間外労働の削減（I. II. の概要）

<これまで>

時間外労働 割増賃金25%



<改正後>

1か月の時間外労働

～45時間

○割増賃金25%

45時間超～

◎労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ（努力義務）

60時間超～

◎割増賃金50%（法的措置）（※）

◎引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

（※）60時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる。

改正のポイント

「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付き36協定を結ぶ際には、新たに、

- ①限度時間を超えて働かせる一定の期間（1日を超え3か月以内の期間、1年間）ごとに、割増賃金率を定めること
 - ②1の率を法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率とするよう努めること
 - ③そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること
- が必要になります。

（注）平成22年4月1日以降に協定を締結、更新する場合は対象です。

II. 法定割増賃金率の引き上げ関係 ※中小企業には、当分の間、適用が猶予されます

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

現行の取り扱い 法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える時間外労働（法定時間外労働）に対しては、使用者は25%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

改正のポイント

- 深夜労働との関係：深夜（22：00～5：00）の時間帯に1か月60時間を超える法定時間外労働を行わせ

個別専門指導事業のご案内

地域経済の活性化のため、県内経済の重要な担い手である中小企業の経営革新と中小企業組合等の連携組織の活性化を支援するために、県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びこれらの構成員企業が抱えている問題点に対して専門家が相談に応じます。

■支援対象

千葉県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びそれらの構成員企業。

■支援方法

組合等が直面している課題の解決を図るため、本会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な支援相談を行います。

■対象となる支援内容例

- ① 組合運営及び共同事業におけるIT活用
- ② 組合運営等に関する法律事項
- ③ 会計・税務処理
- ④ 工業所有権（特許・実用新案・商標・意匠）
- ⑤ 製品開発、技術開発、改善手法
- ⑥ 組織金融
- ⑦ 組織運営全般
- ⑧ 新規共同事業の開発
- ⑨ 社会保険、労務改善、就業規則
- ⑩ 団体・企業のCI（Corporate Identity）
- ⑪ システム構築
- ⑫ その他経営管理全般

※専門家謝金・旅費等の経費は本会が負担します。

■委嘱する専門家

- ①学識経験者②弁護士③弁理士④公認会計士⑤税理士
- ⑥技術士⑦中小企業診断士⑧社会保険労務士⑨システムエンジニア等情報処理技術者

◎お問合せは、本会工業連携支援部（担当：箱崎・福永 TEL 043-242-3277）まで



官公需ポータルサイトのご案内

今月号の「官公需適格組合へのステップアップと受注体制づくり（P.6～7）」の中で「官公需情報ポータルサイト」について言及しておりますが、このサイトは、国や独立行政法人、地方公共団体などがインターネット上で提供している入札情報を、利用者のニーズに応じて簡易に検索・閲覧することができるものです。

実際にアクセスしてみると、操作も簡単。チェックボックスから「物品」「工事」「役務」といった受注内容を選択し、地域別、発注機関別など、任意にソートするだけで結果が一覧で表示されます。また、検索ワードを入力することで、更に絞り込むことも可能です。

サイト利用料は一切不要です。面倒な会員登録なども必要ありませんので、発注情報の一括検索にぜひお役立て下さい。

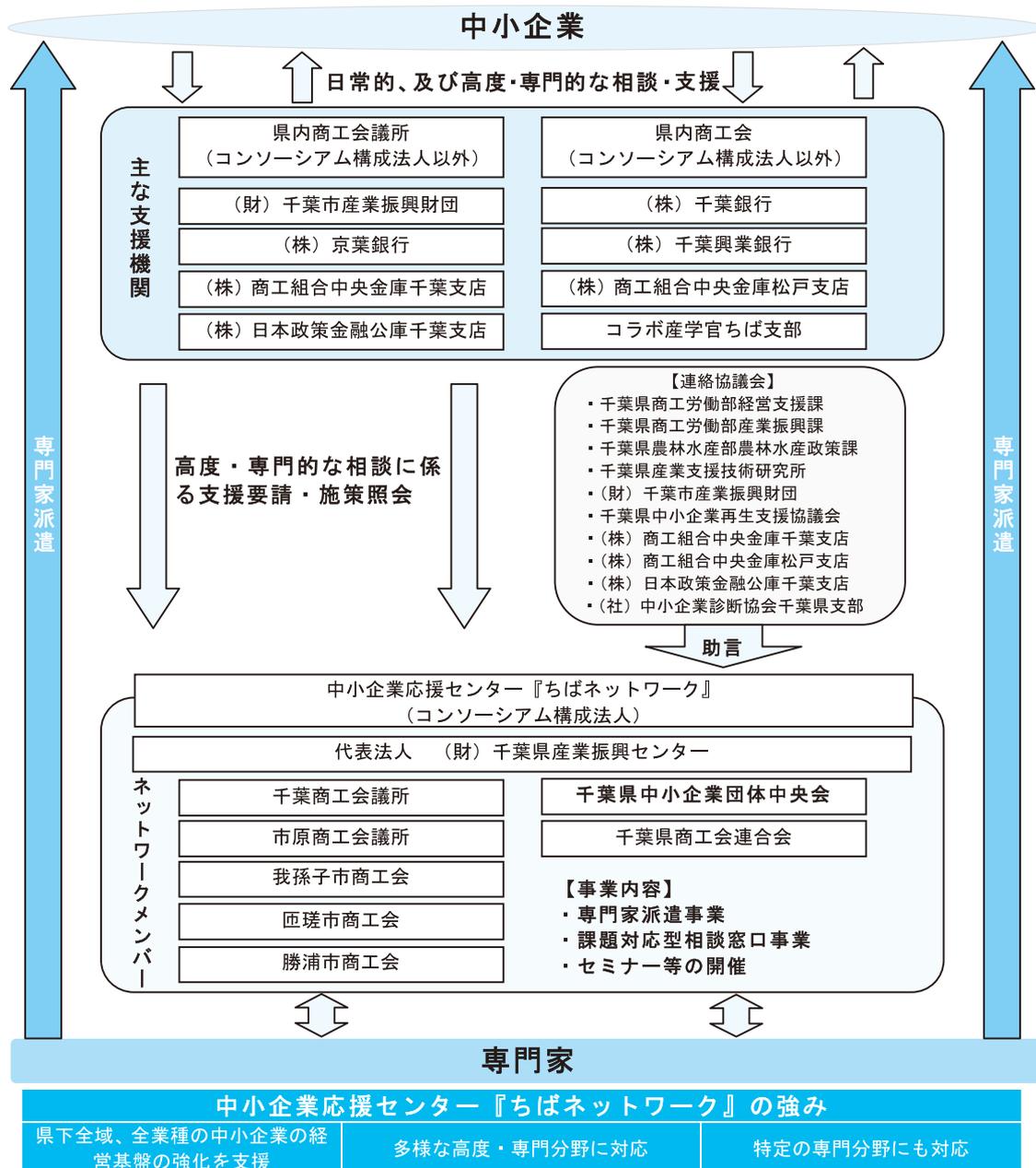
◎詳細は、官公需ポータルサイト（URL: <http://kankouju.jp/>）ご確認ください。

官公需に関するお問合せは、商業連携支援部（担当：海老根 TEL 043-306-3284）まで

中小企業応援センター事業始まる

本会では、今年度より中小企業応援センター事業を実施しております。この事業は、中小企業支援機関の経営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として中小企業応援センター『ちばネットワーク』を設置し、中小企業が抱える経営課題への対応を支援するものです。

応援センター事業では、本会のほか、(財)千葉県産業振興センター等、7団体でコンソーシアム（共同事業体）を構成し、中小企業応援センター『ちばネットワーク』として、連携・協力しています。以下は、応援センター事業の概念図。



※応援センター事業では、中小企業の経営革新（新事業展開）、創業支援、地域資源活用、農工商等連携、ITを活用した経営力強化など、中小企業の抱える様々な経営課題をワンストップで支援します。ぜひご活用ください。

◎詳細は、経営支援部（Tel：043-306-3282） 担当：白井まで

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
4月

【県下全域】
漬物製造
デフレによる納入価格の低下を受けている。

【県下全域】
めん類製造
今年度、第一回目の小麦価格改定が小幅な値下げで実施されている。一方、副資材は高止まりの状況が続いており、製品価格は各社共据置きを予定している。

【千葉県・東京都】
シャツ製造
少しは持ち直しの感もあり。百貨店なども少しずつ良くなっている模様。業界全体では依然厳しい。

【県下全域】
製材
前月同様に新規の需要は少なく、修復又は、増築を中心に推移。

【木更津】
製材
住宅業界の景気回復がないと、経営の向上が望めない。関税の高騰により、ロシア材の代わりに米材の輸入を検討。

【県下全域】
印刷
売上高は3月と比較して、各社増減まちまち、総体では減少傾向。官公需は、発注点数や品質を控えるなどして対応。民需関連では広

告宣伝費等の圧縮により、受注競争が激しくデフレの影響も大きい。

【県下全域】
生コン製造
上期の状況は未だ苦しいが、下期は向上といった情報も（民間投資が少しずつ動き出す方向に）。

【県下全域】
電気鍍金
4月に入り幾分売上高（生産高）が（約20%位）増加したが、続くか？今後の推移を注視したい。

【千葉】
鉄工業
4月に実施した組合員向け事業所動向調査によると、景況が大幅に改善され、そのことを裏付ける材料として、受注売上高が増加し、また、設備稼働度も上昇している

【大網白里】
青果小売
天候不順により、相場上昇。それに伴い、消費が落ち込んでいる。納品業務を中心にしている組合員は、資金繰りが悪化している。

【東金】
小売
少しずつだが向上き傾向。

【野田】
遊覧船
2月～4月の近來にない、天候不順の影響を受けたと思われる。

【鴨川】
一般廃棄物処理
引越し時期も終わり、前月比と比べると、仕事の依頼件数がかかる状況は悪い。

【県下全域】
学習塾
新学期が始まったが、入塾状況は昨年と変わらず。

【県下全域】
土木建築サービス
景気はややもち直しているが、建設関連は引き続き厳しい状況が続くと思われる。

【県下全域】
ソフトウェア業
景況の変化として、依然厳しい状況である。

【県下全域】
建設業
毎年のことながら年度初めは受注が大幅に落ち込む。

【野田】
貨物運送
連休突入前には多少の貨物の動きがあったものの、前月に比べると減少へ。タクシー業界では本格的な車両台数調整が始まっている。

【県下全域】
輸出入業
売上は前月比、前年同月比が上昇した。

【県下全域】
小売
ファッション関係は、気候が安定せず、春物の販売時期を逸した感がある。食品は、季節物が日照不足で不作の状況にあり、価格は上昇傾向にある。新規競合店の影響

格の低廉化を招き厳しい状況になることが懸念される。

【千葉県・東京都】
総合卸売
在庫調整一巡し、売上販売価格等横ばいなし、若干の向上傾向。

【県下全域】
建築材料卸売
経費節減は限界、人員削減を余儀なくされている。コストアップを価格に転嫁すべく、値上げを打ち出しているが、需要家に吸収できる余地なく、極めて厳しい状況。

【県下全域】
電気機器小売
テレビ販売は3月末から4月当初まで順調に伸びたがその後は品物が間に合わず、1～2ヶ月待ち。エコー電の製造が間に合わないの

【相】
小売・サービス
周辺の空き店舗が減りつつある模様。衣料品に於いては、春物が全く振るわず、在庫をどのように減らすか腐心している。

【県下全域】
建設揚重
需要の停滞が続く、5月は定修の予定があるが、通常より小規模になる模様。

【野田】
害虫防除
前年同月比と比較すると順調な伸び。外来種の繁殖が非常に多く、ネズミ等の駆除が多くなっている。最近、ミツバチの養蜂所からの連

絡が多くなっている。

【鴨川】
遊覧船
2月～4月の近來にない、天候不順の影響を受けたと思われる。

【県下全域】
一般廃棄物処理
引越し時期も終わり、前月比と比べると、仕事の依頼件数がかかる状況は悪い。

【県下全域】
学習塾
新学期が始まったが、入塾状況は昨年と変わらず。

【県下全域】
土木建築サービス
景気はややもち直しているが、建設関連は引き続き厳しい状況が続くと思われる。

【県下全域】
ソフトウェア業
景況の変化として、依然厳しい状況である。

【県下全域】
建設業
毎年のことながら年度初めは受注が大幅に落ち込む。

【野田】
貨物運送
連休突入前には多少の貨物の動きがあったものの、前月に比べると減少へ。タクシー業界では本格的な車両台数調整が始まっている。

【県下全域】
輸出入業
売上は前月比、前年同月比が上昇した。

お知らせ

平成22年度
情報連絡員50名を委嘱

本会では県下の中小企業の動向、問題点、要望等を的確に把握するため、本年度は次の50名を情報連絡員に委嘱した。毎月提出される調査報告は本誌に掲載される。関東財務局千葉財務事務所、千葉県、全国中央会に報告され、施策立案等の参考にされている。
※印の方は景況調査員を兼務。

製造業

- 【食料品製造業】
 - ※相澤勝（千葉県学校給食パン・米飯協）事務局長
 - 辻村省吾（千葉県漬物工業協）理事
 - 宇佐見順（千葉県豆腐商工組合 専務理事）
 - 小倉次郎（千葉県製麺工業協）事務局長
 - 山口利夫（銚子水産加工連協）理事長
- 【繊維・同製品製造業】
 - 藤間健史（千葉県テントシート工業組合 理事長）
 - 大岩勲（デザインクリエイション TOYO）協理
- 【木材・木製品製造業】
 - 榎戸和子（千葉県木材市場協）統括マネージャー
 - 島津善郎（木

更津木材港団地（協）事務局長

- 【印刷業】
 - ※日暮秀一（千葉県印刷工業組合 理事長）
- 【窯業・土石製品】
 - 井上昭夫（千葉県北部生コンクリート協）専務理事
- 【鉄鋼・金属製造業】
 - ※金子淑彦（千葉県鍍金工業組合 専務理事）
 - 長沢啓司（千葉鉄工業団地協）専務理事
 - 八重樫良一（野田工業団地協）理事
 - 長橋敏男（流山工業団地協）事務局長
- 【鋳業・採石業】
 - 金木庸一（千葉県採石事業協）事務局長
 - 竹内良司（千葉県土砂事業協）連合会事務局長

卸売業

- 金子英昌（船橋総合卸商業団地協）事務局長
- 石井利男（県南畜産処理事業協）所長
- ※深山貫道（千葉県資源リサイクル事業協）事務局長
- 平井正樹（千葉県セメント卸協）専務理事
- 木内俊之（千葉県自動車解体業協）理事長

小売業

- ※寺林幹雄（柏駅前第一商業協）顧問
- ※吉場義友（千葉県電機商業組合 副理事長）
- 上野宏幸（千葉青果商業協）専務理事
- 横幹男（協）大網白里ショッピングセンター 事務局長
- 関孝之（千葉県中古自動車販売商工組合 事務局長）
- 家村吉隆（協）東金ショッピングセンター 事務局長
- 堺滋基（協）野田ショッピングセンター 事務局長
- 大海原清寿（千葉県農業機械商業協）常勤顧問
- 望月泰伸（千葉県印章協）専務理事

商店街

- 吉田利夫（協）光ヶ丘商店会 理事長
- 宮内庄一（銚子銀座商店街（振興）副理事長）

サービス業

- 桐谷尚登（千葉県自動車整備商工組合 事務局長）
- 渡辺峰広（柏市自動車協）事務局長
- ※渡辺和俊（千葉県クレーン建設重機協）事務局長
- 藤田晴子（千葉県害虫防除協）事務局長
- 稲葉靖（小湊旅館業協）理事長
- ※廣瀬捷征（小湊妙の浦遊覧船協）事務局長
- ※平井亜里（千葉市廃棄物リサイクル事業協）

- 事務局長）
- 皆倉宣之（千葉学習塾（協）理事）
- 伊藤克義（千葉県測量設計補償協）専務理事
- 岸光雄（千葉県ビルメンテナンス（協）総務部長）
- ※古山明（協）シー・ソフトウェア 前副理事長

建設業

- 田野正広（千葉県水道管工事（協）事務局長）
- 海保智行（千葉県建設業協）連合会 常務理事
- ※鹿野新一郎（浦安建設（協）理事長）
- ※山中則子（協）千葉電設協会 事務局長
- 石川雅浩（協）システムネット 北千葉 専務理事

貿易業

- 榎貝孝二郎（千葉県貿易（協）常務理事）

労働保険料の申告・納付は、お早めに（期間は6月1日から7月12日まで）

事業主のみなさまへ

年度更新の手続きは、平成21年度の概算保険料を精算する「確定申告」と平成22年度の見込み保険料（概算保険料）を申告するものです。
申告・納付は、最寄りの金融機関を通じて、お早めに手続してください。

「人間のいのちと健康、尊厳を守る」

赤十字活動資金にご協力ください。
日本赤十字社の人道的活動は、皆様から寄せられる善意によって支えられています。（赤十字への寄付には、税の優遇措置があります。9月末日までは指定寄付金としての優遇もあります。詳しくはホームページをご覧ください。）

◎労働保険、年度更新に関して不明な点がありましたら、千葉労働局労働保険徴収課（TEL 043・221・4317）までお問合せください。



TEL : 043-241-7531
http://www.chiba.jrc.or.jp